

解体工事を施工される皆様へのお願い



解体工事においては、工事に伴う騒音、振動、粉じん等により、周辺住民の方々にご迷惑をかけることがあります。

また、周辺住民から「事前に説明を聞いていない」や「説明内容とは異なる作業を行っている」などの申立てが増加しています。

解体工事を実施される皆様におかれましては、各種法律・条例等（特定建設作業実施届出及び建設リサイクル法届出については、市HPをご覧ください。）を遵守するとともに、次の点に十分配慮していただきますようお願いいたします。

(1) 特に配慮が必要な事項

- ① 工事現場の周辺住民の方々に対して、あらかじめ工事の概要、工事期間、作業時間、騒音・振動対策等について説明するよう努めてください。
- ② 作業中は、騒音・振動・粉じんを抑え、周辺住民からの苦情・要望等には迅速かつ誠実な対応に努めてください。

(2) その他の注意事項

- ① 工事計画の策定にあたっては、現場周辺の状況等を調査のうえ、できる限り低騒音・低振動の工法及び建設機械を採用するとともに、騒音・振動対策や散水による粉じん対策等を行うよう努めてください。
- ② 下請け業者を使用して施工する場合には、その作業内容を十分に把握し、騒音・振動対策等について指導するよう努めてください。
- ③ 機材や土砂石の運搬等のために大型車を運行する場合には、生活環境への影響が少なくなるよう通行経路、通行時間を十分検討するよう努めてください。

【届出・ご相談・お問い合わせ先】

特定建設作業実施届出関係：大垣市生活環境部環境政策課 TEL 0584-47-8563

建設リサイクル法届出関係：大垣市都市計画部建築指導課 TEL 0584-47-8436